

# 時事新報

第千四百十三號  
明治十九年十月廿二日 (金曜日)  
西曆一千八百八十六年

## 時事新報

整理公債の募集と進んで金穴の去就如何

何れの國にても通貨なるものは商賣の媒介として金力  
 有る人が其資本を工商の事業に仰じて爲に殖産の繁昌  
 も望む可きされども其金満家が商賣社會を離れずして  
 公債證書を以て買入るとは恰も資本と殺せたるの  
 姿にして國の金穴の有れ其なきに等しきもの例へば銀  
 行は商工の金融を助る爲の先ものなるに近來日本の諸  
 銀行は金を活用するの道なきお苦しめて公債證書を以  
 入れ其利子を政府より請取りて株主に配當するが如  
 其事として見る可し銀行にして銀行の用を爲さざる  
 ものあり然るに不幸にして我日本國は四五年来商現  
 不景氣、國中の資本家は其資本金と用る場所なく偶  
 ま之と借用せんとする者あるも甚だ不安心として貸す  
 可らず是に於てか公債證書の買入れに心を専らせて相  
 互の競争その價格とせり上を遂に今日の頂上に達した  
 るは商賣上の不吉不祥これより大なるはなし資本家  
 が斯くも低利に安んずると其資本が以前に倍して  
 國の豊饒なるが爲めに非ず唯商賣社會の信用薄く之を  
 手前す可らずして手元と溢るゝ故に止むを得ず自か  
 ら不利に觀念するのみ左れば此富豪者が公債證書を以  
 入るゝは事實餘義なき次第にして國の殖産の利害如何  
 は之を顧るに違わらず其本人の身に利益とあれば之と  
 思ふ可しと雖も我輩の見る所を以てれば本人の私  
 の爲り考へても之を利益と云ふ可きざるが如き資本家  
 は四五年来の不景氣の爲めに非常の損亡を蒙り復令へ其  
 元金の數を減するとなきも従前は元金百も付き十乃至  
 十二の利を得たるものが今は貸金に及公債證書を所得  
 の利は前年の半額に過ぎず即ち資本の名の減少如く百  
 にして實の損をば半減したる其趣は一十節の汽船と  
 五節の汽船と交易しるに異ならず即ち家の資産を半  
 減しざるものなり誠誠誠毒ある次第なきも世上一  
 體の動静がば驚く之に堪へ忍び少くも商現回復は遠  
 見れば資本の損も復し資産半減の夢も醒れて  
 名實も十分と爲り始めて大不運動して不景氣數年間  
 の窮乏を遺さんとするは正に今の商人の心なる可き  
 此時に當りて如何の謀と爲すや政府は正當の約束に從  
 以六分以上の公債を償還するものあれば人民に於て一  
 言の苦情ある可らず抑その償還金を受取りて工業商賣  
 に活用するが如くに目出度死事にして國の殖産は爲め  
 に實す可きは勿論本人の爲先に謀りても久しく資本と  
 違はせて公債と云ふ低利を儲きたるも今度の機會  
 に公債より引續して商賣に用るは恰も資本の本望と  
 も云ふ可き次第にて必ず勝利ある可しと思へとも又一  
 方より浮世の有様を考ふれば人の心の弱るものにして  
 一たび度ひれば病神にとりつかれたる上は限もなく物  
 事を知るの常あるが故に彼の商賣工業に懸けて公  
 債證書と稱するたる拜公債宗の故老輩は利益は厚薄  
 を顧るも遠くなく、かりそめにも公債と云れば五分利  
 七分利も差別なく身代と奉じて公債證書の上に開座  
 し子孫傳々智慧と問はず千代萬世の末までも國庫に集

りたる國民の租税金に衣食せんと欲する者なきと期す  
 可らず其妙案なるに似たれども拜公債宗の信者がい  
 よく斯くと安心決定したるものならば我輩は聊か此  
 信者に向て問答と試みざるを得ず抑も信者は公債に信  
 心發起の其時より今日に至るまで其利益常々圓滿にし  
 てゆめく失望したるものとば死なや試みに見よ光明赫  
 灼たる金庫公債證書の表面はは  
 此證書ノ利息ハ明治十年ヨリ始メ明治三十九年マデ  
 年七分ノ割合ヲ以テ條例ノ如ク年々兩度ニ通貨ニテ  
 拂ヒ渡スベシ此證書ノ元金ハ明治十五年ヨリ明治三  
 十九年マデ二十五箇年ノ間毎年大藏省ノ都合ヲ以テ  
 抽籤ノ方法ヲ用ヒ拂ヒ渡スベシ云々  
 と有り信者は數年前百圓の額面を七八十圓にて買ひ爾  
 後其相場次第に騰貴して是れは意外の利益なりと思  
 ひしことも知らん或は購買は頂上十圓以上の時に買  
 入れ不圖下落して是れは思はざるの損毛ありと失望し  
 たることもあらん但是等は得意失望の些細あるもの  
 れども今度整理公債の一發には甚だしき震動を催した  
 ることあらん百圓の正價を以て六分利以上のもの引  
 上げらるれば是れは市中買入の相場百圓を以て買  
 ふたる其何圓に全損として訴ふる所ある可はず誠  
 氣の毒ある次第なり尙ほこれよりも氣の毒あるは信者  
 が證書を所有して毎年抽籤の運不運はあらずも明治三十  
 九年まで今より二十年の間平均すれば不運は二十分  
 の一として所有二萬圓の中一萬九千圓だけは必ず七分  
 利利息と儲く者ありと一向一心に信じたる其甲斐も亦  
 七分の利息は別を告げては五分の證書が百圓  
 とあれば差引三分の利益は夢まぼろしの如く消へて痕  
 なきものあり夫れのみならず信者が是れまで諸種の公  
 債證書を買ひは智慧のあらん限りを盡し金庫の云々  
 起業は云々我々は金札引替とせん否中山道不若か定  
 などと再三十餘年を彈き再四相談と違ふ水も濡らさぬ  
 勘定にて最上のものを擇び又擇ばんとする其心配の最  
 中整理の一發平等一切六分以上は都て償還と定まり  
 て善い智慧と振ふるるるるるるるるるるるるるるる  
 益かれ、金の損亡は扱置き精神の徒勞といふ可きも  
 のあり尙ほ夫れのみならず抑も今度政府より整理公債  
 を募集して六分利以上は公債を片付るは世間の金満家  
 が商賣に手を出さずとせ生食の方に目を配り外に低  
 利を厭はず内に餘約を主とせ長く家と保さんとし  
 て遠く六分以上の公債と百何圓にまでせり上を實際  
 の資本金は五分利以下も安んずる情實の現れけり  
 を政府に於ても之に注目せざるを得ず民間の金利は五  
 分以下に下りながら政府が獨り六七分の利息を拂ふは  
 不相當なり、國民の納る租税金を以て金満家の坐食  
 するは則ちなまとの主義も出たるものと云ふん如何  
 も德義上に愧ぢざる處分されば我輩は金満家の私の爲  
 り謀りて其失望の次第甚だ氣の毒にはあれども今日  
 の處にて之と如何と云ふ可きならざるのしか今後とも決  
 して安心と云ふ可らず其次第は目下民間の金利が凡そ  
 五分に於て公債證書の價格も凡そ其割合あ居ればこそ  
 政府が六分利以上は公債を整理償還すれ共今より後、

世間の商況の引續いて衰弱の色を現はし資本家いませ  
 く商賣と恐れてますく坐食を謀り、ますく公債  
 證書を買込んますく其價とせり上り民間金利の平  
 均は三四分も下りて五分の公債證書が百何十圓  
 にお上るともあらんは其時には政府は更に三四分利の  
 整理公債と募集して従前發行五分利以上のものを償還  
 す可きは必然の數あり如何と云れば世間の金利は三四  
 分に下りながら政府が獨り國民の租税金を以て高利を  
 拂ふは德義上に不都合ありと言ふ者有りて其言が尤に  
 聞ゆ可けれなり若し萬一も斯る場合に至るとは彼  
 の拜公債宗の信者は會て百と思ひ其資本金を以て償  
 に三四十の儲と爲さるる百の虚器を擲いて六七十分の實  
 と損する者と云ふ可き誠誠に憐む可き次第ありとあれ  
 りと雖も更に眼界を廣くして天下の大勢を察すれば  
 今の文明の商賣社會には天保時代の素町人と容る可  
 餘地を遺さず何れの道にして其運命の長からざるは  
 疑もなき其中今度の整理公債募集の如き之を利用す  
 れば必ず勝利ある可きなれども若し然らざるに於て  
 は富豪者の自業自得唯だ自から衰勢を促すに足る可  
 死のみ

○大藏省令第三十一號  
 賣藥自用者ニ於テ無印紙ノ賣藥ヲ買受ケ讓受ケ預置キ  
 又ハ所持スルヲ得ス犯ス者ハ金一圓九十五錢以下ノ科  
 料ニ處ス

明治十九年十月廿一日 大藏大臣伯耆松方正義

○内務省告示第二十七號  
 左ノ地方ハ虎列刺病流行地ヲ解除ス  
 長野縣、島根縣、下雲國石見國、高知縣、福岡縣  
 明治十九年十月廿一日 内務大臣伯耆山縣有朋

○大藏省告示第九十六號  
 五分利子金庫公債元金一萬圓 六分利子金庫公債元金  
 二萬圓  
 右金額十九年度度算豫算ニ據リ償還ノ爲メ來ル十一月  
 中抽籤執行ス  
 明治十九年十月廿一日 大藏大臣伯耆松方正義

○警察令第十九號  
 本年八月警察令第十七號ヲ以テ祭禮ニ山車踊屋敷等ヲ  
 解出スルヲ禁メ虎列刺病傳染ニ付禁ヲ解ク  
 明治十九年十月廿一日 警察總監 三島通庸

○東京府令第四十號  
 本所區區戸町五十八番地面積七千四百九十九坪ヲ南區  
 移轉歸併ニ編入ス  
 明治十九年十月二十一日 東京府知事高橋五六

○大坂貧民家屋取拂の件 去る十七日大坂發の報知に  
 曰く本日電信にて報達せし如く大坂四區及附近二郡  
 の聯合會は昨日午後二時より府會議事堂に於て開會し  
 故有名なる貧民家屋取拂の事と議せしが當日出席議員  
 二十二名より先づ會費百六十圓四十圓の項を付第一  
 大會と開きたるに皆原案を決定して土木費則ち共同家  
 屋建築費四萬七千九百廿三圓五錢九厘の費目を議  
 するに當り十番議員田文三郎氏起て曰く今日如此原  
 案を發し共同家屋を建築して貧民を移轉せしむるも到  
 底今の大坂四區及び附近郡村は此儘にて永久保持す可  
 きものにあらざれば早晩大に市區の改正と行はざる可  
 らず左れば今於て多額の金員を費して僅に一小部  
 分を改正するも左迄の効能ありざるべし殊も昨午以  
 來府民は水害爲に避く可きざるの土木費を負担せり  
 斯る民力凋衰の時に臨んで不急の土木を起すは到底民  
 力の得て堪ふべき所非ざれば到底原案を採用す可ら  
 ずと主張しければ忽ち七番議員岡徳太郎氏五番門田利助

民外二三名は贊  
 贊成して大坂  
 則等の設けあり  
 此議案を發して  
 奉る該規則に  
 命を以て取拂は  
 を行はせむ可  
 れ原案を贊成す  
 採るに及び滿場  
 たり共共有物  
 開元たりしも六  
 最早本案は議す  
 第二次會を開き  
 定て確定し同費  
 賦課して支出す  
 散會したり元來  
 は當局官吏の願  
 お於て全廢と云  
 議員を改選し  
 候全廢せられた  
 べし

○天津商賣貿易  
 を顯はせざる中  
 由抑も此地の買  
 の間定期航海  
 らんも其重なる  
 生念たるに依れ  
 る陶器は從來廣  
 よりも餘程安直  
 於て發達するこ  
 其に陶器の價格  
 を比較すれば我  
 地の需要向きの  
 のあれば斯くも  
 肥前の有田燒、  
 向て輸出せたる  
 べきといふ左と  
 互に競争を以て  
 有様となりざる  
 ○東京の流行(は)  
 形などを總稱ま  
 あり下町より山  
 り名にしはふ吾  
 て大方は兼祿と  
 に伴はれて共同  
 有様ありしが明  
 かし茲に三船書  
 布しより道路泥  
 袋不泥の切點を  
 事計りもあらず  
 内は徘徊して離  
 吾妻下駄」と寄  
 しけれ但し麻裏  
 近來餘り掛け、  
 の兩端は高さ一  
 蓋は幅廣の黒塗  
 太さ四分、是を  
 と聞けり特つて  
 後衛を七分引込  
 りたる流行り穿